

別紙

自動販売機の設置及び管理業務委託に係る仕様書

1 委託業務名 自動販売機の設置及び管理業務委託

自動販売機等の設置場所及び設置面積

グループ	物件番号	財産名	所在地	設置箇所	位置図	設置面積	高さ
A	1	とちぎ男女共同参画センター (南館)	宇都宮市野沢町4-1	1階正面入口 横自販機コーナー	位置図 1-①	1.15㎡ (W1.00m×D0.79m)	2m以内
	2	同上	同上	1階パルティホール 前自販機コーナー	位置図 1-②	1.15㎡ (W1.00m×D0.79m)	2m以内
B	3	同上	同上	1階パルティホール 前自販機コーナー	位置図 1-③	1.15㎡ (W1.00m×D0.79m)	2m以内
	4	同上	同上	3階休憩ラウンジ	位置図 2-④	1.05㎡ (W1.00m×D0.69m)	2m以内

※1 設置面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 自動販売機は、各物件番号ごとに1台設置するものとする。

※3 ()内は自動販売機設置可能な場所の幅及び奥行である。

2 設置期間

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで(更新なし)

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに業務委託を受ける者(以下「受託者」という。)の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

上記1に記載されている容積以内とする。

② デザイン(外観色を含む。)

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材の採用」及び「ヒートポンプ」などの消費電力量の低減に資する技術等を導入し、また二酸化炭素や炭化水素などの地球環境にやさしい冷媒を使用するなど、環境に配慮した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて設置者が適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 受託者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 受託者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 受託者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④ 来館者その他から苦情や意見を受けた場合には、常に迅速に対応し、その場で処理できない案件については処理経過を相手方に報告するなど、適切な対応を行うこと。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料とする。(カップ自動販売機による販売を除く。)

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

5 委託料（受託者が(公財)とちぎ男女共同参画財団に対して支払うもの）
落札価格とする。

6 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、栃木県が定めた「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の取扱い」の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料
徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、受託者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する場合にあっては、その設置及び撤去費用は、受託者が負担する。なお、設置に当たっては（公財）とちぎ男女共同参画財団の指示に従うものとする。

9 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して（公財）とちぎ男女共同参画財団の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

（公財）とちぎ男女共同参画財団の責に帰する事由による場合を除き、受託者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) （公財）とちぎ男女共同参画財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。
- (2) 受託者は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。